

令和8年度  
目黒区特定教育・保育施設  
（私立認可保育所）の指導検査について  
【運営管理編】

目黒区子ども若者部 保育計画課 保育施設指導検査係



# 主な内容

- 1 令和7年度の主な文書指摘事項及び口頭指導事項
- 2 令和7年度の主な助言事項
  - (1) 労働条件の明示事項について
  - (2) 育児・介護休業規程の改定について
  - (3) 第三者委員について
  - (4) 重要事項説明書について
  - (5) 園日誌について
  - (6) 保育士証について
  - (7) 36協定の届出について

# 1 令和7年度の 主な文書指摘事項及び口頭指導事項

# 文 書 指 摘



# 1 令和7年度 指導検査 文書指摘事項

## 在籍児に見合う面積が不足している（9件）

認可時より棚等の増設により、保育室の面積が在籍児に対して不足していた。

**在籍児に見合った有効面積を確保してください。**

### 【根拠】

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第41条、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第14条、平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」第2-3,第4-1(6)

## 在籍児に見合う面積が不足している

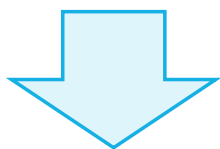
認可された内容より、棚等が増設され、  
面積が不足していないか

例) 0歳児室 定員10人、在籍児10人

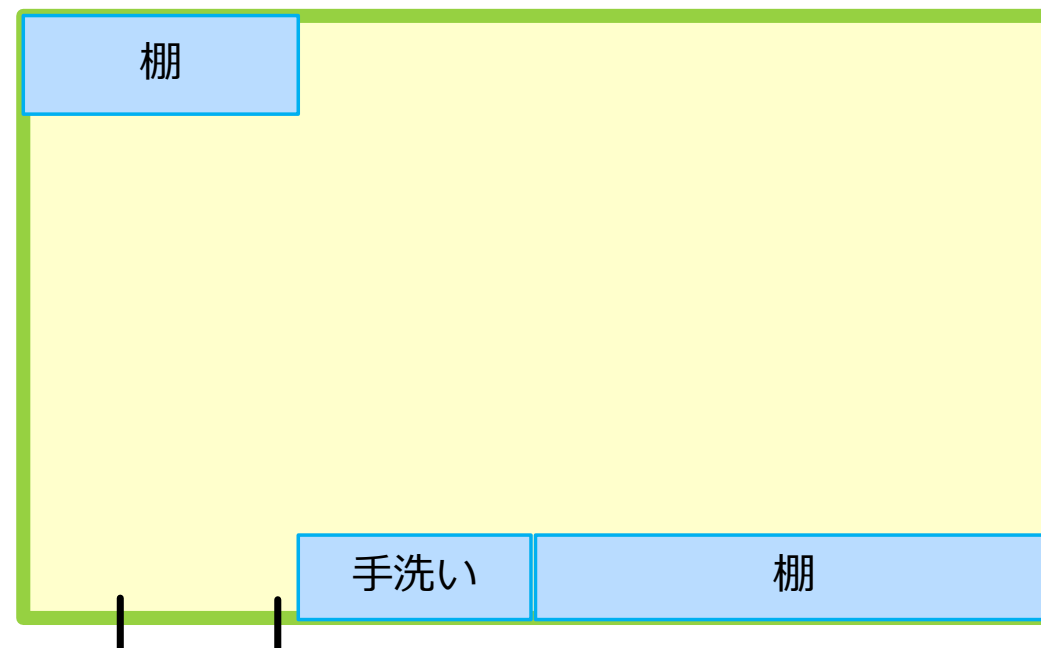
有効面積：34㎡ …黄色の範囲

必要面積：3.3㎡×10人=33㎡

有効面積 > 必要面積



**必要な面積が  
確保されている**



# 在籍児に見合う面積が不足している

認可された内容より、棚等が増設され、  
面積が不足していないか

例) 0歳児室 定員10人、在籍児10人

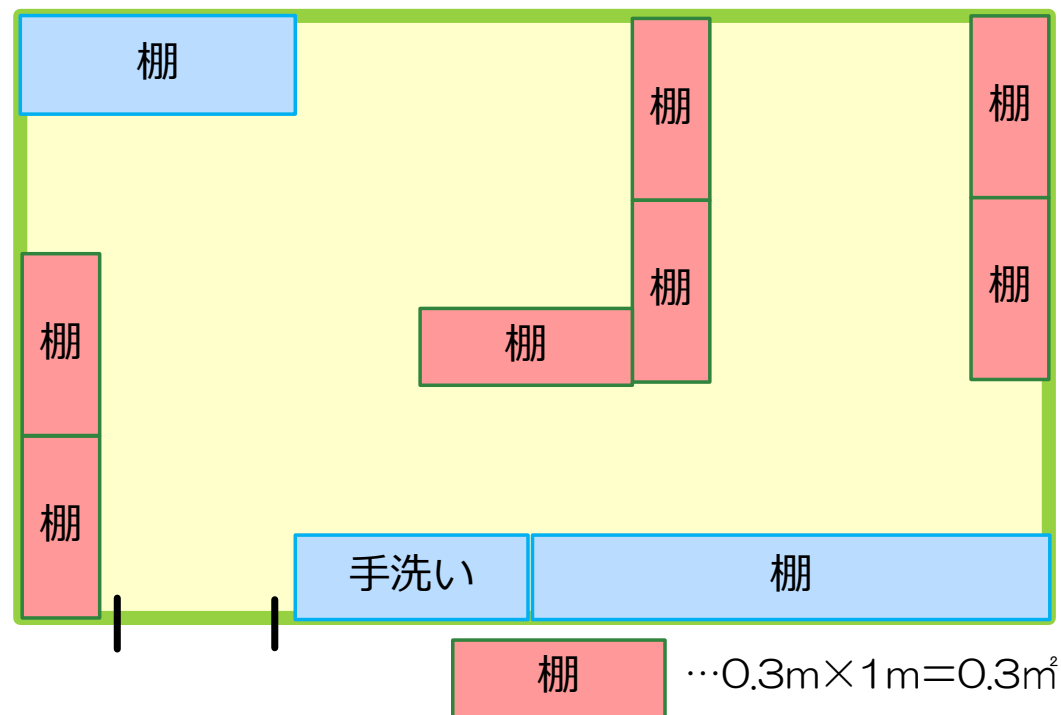
有効面積：

34㎡－増設された棚…黄色の範囲  
〈増設された棚〉0.3㎡×7個＝2.1㎡  
34㎡－2.1㎡＝31.9㎡

必要面積：3.3㎡×10人＝33㎡

有効面積＜必要面積

**必要な有効面積が不足  
しているため不適當**



# 1 令和7年度 指導検査 文書指摘事項

## 避難・消火訓練を毎月実施していない（3件）

避難・消火訓練を実施していない月がある。

**避難・消火訓練は毎月実施してください。**

### 【根拠】

東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例第20条第2項、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第5条、消防法施行令第3条の2第2項、平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」第3章4(2)イ、ウ

## 避難・消火訓練を毎月実施していない

- ▶ 避難・消火訓練は毎月実施し、実施状況の記録は、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録すること。



POINT

避難・消火訓練記録は毎月1回実施し、少なくとも「出火場所」「誰が」「どのように」消火体制をとったのか記録すること

# 口 頭 指 導



# 1 令和7年度 指導検査 □頭指導事項

**定員**に見合う面積が不足している（9件）

認可時より棚等の増設により、保育室の面積が**定員に対して不足**している。

**定員に見合った有効面積を確保してください。**

【根拠】

児童福祉法施行規則第37条第5項、平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」第4-1(6)

# 1 令和7年度 指導検査 □頭指導事項

## 職員配置が適正に行われていない（3件）

実地検査時における保育士の職員配置について、**区基準**で必要な保育士が配置されていなかった。

**区基準を満たした職員を配置してください。**

### 【根拠】

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、令和6年5月2日子保第6034号通知「目黒区私立認可保育所職員配置基準」、目黒区保育所運営費等補助要綱、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について

# 職員配置が適正に行われていない

例：下記の定員設定の保育所（定員＝在籍児とする）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
定員	6人	10人	11人	11人	22人	60人

種別		園の 保育士数
国・都基準	年齢別保育士数	7人
	保育士の労働条件改善	1人
	保育標準時間認定児童受入施設	1人
区基準	11時間開所保育対策事業	0人
	延長保育事業	0人

国基準の9名を  
下回った場合は  
文書指摘！

合計9人の  
常勤保育士配置  
↓  
区基準(11人)を  
満たしていない！

# 1 令和7年度 指導検査 □頭指導事項

## 個人情報保護について適切に対応していない

保育室において、アレルギー児の情報が掲示されており、第三者の目に触れられるようになっていた。

**児童のアレルギー情報は要配慮個人情報に該当する事項であり、第三者の目に直接触れない等の対応をとること。**

【根拠】

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
第23号第27条第1項

# 助 言 事 項



# (1) 労働条件明示事項の不足

【令和6年4月～】 下記赤字部分を労働条件明示書にすべて反映してください

(一般労働者用；常用、有期雇用型)

## 労働条件通知書

年 月 日				
殿				
事業場名称・所在地 使用者 職氏名				
契約期間	<p>期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日）</p> <p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入</p> <p>1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他（ ）]</p> <p>2 契約の更新は次により判断する。  <table border="0"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">                 ・契約期間満了時の業務量                  ・会社の経営状況                  ・その他（ ）             </td> <td style="border-right: 1px solid black;">                 ・勤務成績、態度                  ・従事している業務の進捗状況             </td> <td>                 ・能力             </td> </tr> </table> </p> <p>3 更新上限の有無（無・有（更新 回まで/通算契約期間 年まで））</p> <p><b>【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】</b>                  本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（ 無 ・ 有（別紙のとおり） ）</p> <p><b>【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】</b>                  無期転換申込権が発生しない期間： I（高度専門）・II（定年後の高齢者）                  I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年））                  II 定年後引き続き雇用されている期間</p>	・契約期間満了時の業務量 ・会社の経営状況 ・その他（ ）	・勤務成績、態度 ・従事している業務の進捗状況	・能力
・契約期間満了時の業務量 ・会社の経営状況 ・その他（ ）	・勤務成績、態度 ・従事している業務の進捗状況	・能力		
就業の場所	（雇入れ直後） （変更の範囲）			
従事すべき業務の内容	（雇入れ直後） （変更の範囲）			
	<b>【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】</b> ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）			
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(5)のうち該当す	<p>1 始業・終業の時刻等</p> <p>(1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）</p> <p><b>【以下のような制度が労働者に適用される場合】</b></p> <p>(2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p>			

## 新しく追加された明示事項

1. 就業場所・業務の変更の範囲
2. 更新上限の有無と内容
3. 無期転換申込機会
4. 無期転換後の労働条件

厚生労働省様式  
モデル労働条件通知書より抜粋

## (2) 育児・介護休業規程の改定不備

**【令和7年4月～】** 下記赤字部分を規程等にすべて反映してください

**改正内容の一例（子の看護等休暇につき赤字部分）**

**※詳細は下記URL参照**

（子の看護等休暇） 例  
第〇条

- 1 **小学校第3学年修了まで**の子を養育する従業員は、～以下省略は、1年間につき〇日を限度として、子の看護等休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、〇月〇日から翌年〇月〇日までの期間とする。
  - 一 負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話
  - 二 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること
  - 三 感染症に伴う学級閉鎖等になった当該子の世話**
  - 四 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加**
- 2 子の看護等休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

厚生労働省

育児・介護休業等に関する規則の規定例より抜粋

厚生労働省 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

### 新しく追加された改正事項

1. **小学校3年生修了まで**
2. **③感染症に伴う学級閉鎖等**  
**④入園（入学）式、卒園式**
3. **②継続雇用期間6か月未満**  
**⇒ 撤廃**
4. **子の看護等休暇**

## (3) 第三者委員が複数選任されていない

**要件を満たした第三者委員を複数選任するよう努めてください。**

第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。

(例示)

評議員（理事は除く）、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など

## (4) 重要事項説明書に第三者委員の記載が漏れている

**重要事項説明書には保護者が連絡できるよう、第三者委員の氏名や連絡先等を記載してください。**

## **(5) 園日誌の児童出欠数が実態と合っていない**

**児童の出欠管理は、実態の児童数を園日誌にも記載するようにしてください。**

## **(6) 保育士証が旧姓のまま改姓後の氏名で保管していない**

**保育士証は、旧姓から変更があった場合は、最新のものを保管してください。**

## **(7) 36協定の届出が期限内に提出されていない**

**36協定は、有効期間が経過する前に必ず提出するようにしてください。**

(例示)

有効期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日の場合  
⇒ **令和9年3月31日まで所轄の労働基準監督署に提出**

ご視聴ありがとうございました

